

サクセス管理栄養士講座

# 給食経営管理論

## 正誤表

本書中、下線部分に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

p. 13 3行目	<b>誤</b> 「 <u>健康増進法等の施行について</u> 」(平成15年健習発第0430001号)
	<b>正</b> 「 <u>特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について</u> 」 (平成25年健が発0329第3号)
p. 13 5行目	p. 13の5行目～p. 14の19行目を、裏面に差し替え
p. 42 表頭(右)	<b>誤</b> 厚生労働省 <u>生活習慣病対策室長通知</u> (運用上の留意点)
	<b>正</b> 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知
p. 42 表の下	<b>誤</b> <u>健康増進法等の施行について</u> (特定給食施設関係) (厚生労働省：平成15年4月30日健習発第0460001号)
	<b>正</b> 特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について (厚生労働省：平成25年3月29日健が発0329第3号)
p. 187 6行目	<b>誤</b> ● <u>健康増進法等の施行について</u> (抜粋)
	<b>正</b> ● <u>特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について</u> (抜粋)
p. 190 左段 16行目	<b>誤</b> ● <u>健康増進法等の施行について</u> (抜粋) (平成15年4月30日健習発第0430001号) 第4 <u>特定給食施設等における栄養管理基準</u>
	<b>正</b> ● <u>特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について</u> (抜粋) (平成25年3月29日健が発0329第3号) 第2 <u>特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について</u>

<p. 13の5行目～p. 14の19行目を下記に差し替え>

## ① 身体 の 状況、 栄養状態等の把握、 食事の提供、 品質管理および評価について

- ①利用者の性、年齢、身体 の 状況、 食事の摂取状況および生活状況等を定期的に把握する。
- ②①で把握した情報に基づき給与栄養量の目標を設定し、 食事の提供に関する計画を作成する。
- ③②で作成した計画に基づき、 食材料の調達、 調理および提供を行う。
- ④③で提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、 身体状況の変化を把握するなどし、 これらの総合的な評価を行い、 その結果に基づき、 食事計画の改善を図る。

## ② 提供する食事（給食）の献立について

- ①給食の献立は、 利用者の身体 の 状況、 日常の食事の摂取量に占める給食の割合、 嗜好等に配慮するとともに、 料理の組み合わせや食品の組み合わせにも配慮して作成するよう努める。
- ②複数献立や選択食（カフェテリア方式）のように、 利用者の自主性により料理の選択が行われる場合には、 モデル的な料理の組み合わせを提示するよう努める。

## ③ 栄養に関する情報の提供について

- ①利用者に対し献立表の掲示やエネルギー量、 たんぱく質、 脂質および食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、 健康や栄養に関する情報の提供を行う。
- ②給食は、 利用者が正しい食習慣を身につけ、 より健康的な生活を送るために必要な知識を習得するよい機会であり、 各々の施設に応じ利用者等に各種の媒体を活用するなどにより知識の普及に努める。

## ④ 書類の整備について

- ①献立表など食事計画に関する書類とともに、 利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理する。
- ②委託契約を交わしている場合は、 委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備える。

## ⑤ 衛生管理について

給食の運営は、 食品衛生法、「大規模食中毒対策等について」の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」（p.202、 参考資料1）、 その他関係法令等に基づき、 衛生的かつ安全に行う。

## ⑥ 災害等の備えについて

災害等に備え、 食糧の備蓄や対応方法の整理など、 体制の整備に努める。